

○経済産業省告示第九十号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二十八条の五十四第一号及び第二号並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）第十五条の十五第一号及び第二号並びに第四十一条において準用する同法第十五条の十五第一号及び第二号の規定に基づき、広域的運営推進機関が保有することができる有価証券（以下「指定有価証券」という。）及び預金をすることができる金融機関（以下「指定金融機関」という。）を次のように指定し、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）の施行の日（令和四年四月一日）から適用する。

令和四年四月一日

経済産業大臣 萩生田光一

一 指定有価証券

イ 地方債

ロ 政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）

二 指定金融機関

イ 銀行

ロ 長期信用銀行

ハ 全国を地区とする信用金庫連合会

ニ 全国信用協同組合連合会

ホ 労働金庫連合会

ヘ 農林中央金庫

ト 株式会社商工組合中央金庫